

参 考 資 料

第94号議案	工事請負契約締結の件(かやのさんぺい橋上屋リニューアル工事) ……	2
第97号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立箕面船場第二駐車場) ……	4
第98号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立市民ギャラリー) ……	13
第99号議案	指定管理者の指定の件(箕面市立光明の郷ケアセンター) ……	29

箕 面 市

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	かやのさんぺい橋上屋リニューアル工事																						
2	工 事 場 所	箕面市西宿1丁目地内																						
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 6 年 3 月 11 日 まで																						
4	請 負 代 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>¥</td><td>4</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円			¥	4	8	4	4	8	4	0	0
	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
			¥	4	8	4	4	8	4	0	0													
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">億</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>¥</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円			¥	4	4	0	4	4	0	0	0	
百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
		¥	4	4	0	4	4	0	0	0														
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。																								
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）																						
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりする。																						
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。																						
8	適 用 除 外 条 項	第37条、第39条、第40条、第41条																						

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 8 月 2 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長 上 島 一 彦 印

受 注 者 所 在 地 大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号

商号又は名称 村本建設株式会社 大阪支店

代表者職氏名 執行役員支店長 先山 正登 印

(以下省略)

箕面市立箕面船場第二駐車場の指定管理に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と大阪船場繊維卸商団地協同組合（以下「乙」という。）は、箕面市立箕面船場第二駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理に関して、次のとおり協定を締結する。

（指定管理者の責務）

第1条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに従い、信義に従い、誠実にこれを履行し、駐車場が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第2条 乙が指定管理者として管理を行う駐車場は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立箕面船場第二駐車場	箕面市船場東三丁目14番1号

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって駐車場を管理しなければならない。

3 乙は、当該駐車場が、安全で安心な水道水を送り届けるための非常に重要な施設である大阪広域水道企業団千里浄水池の地上に位置しているため、安全面及び衛生面に充分配慮すること。

（指定期間等）

第3条 乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和5年10月31日から令和12年8月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（業務の範囲等）

第4条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 箕面市立駐車場条例（平成25年箕面市条例第17号。以下「駐車場条例」という。）

第6条第2項第1号及び第2号に定める業務

(2) 甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

(3) 災害時の対応に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項の業務（以下「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

3 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

（第三者への委託）

第5条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、

及び費用を負担するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令等のほか、第14条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(緊急時の対応)

第7条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨を連絡しなければならない。

2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。

3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより箕面市災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。

4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言がなされたときは、乙は、同条の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(情報公開、文書の管理等)

第8条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的に駐車場の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。

4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第9条 乙は、指定管理業務を行う際の個人情報の取扱いについては、市が講ずる安全管理措置を準用することとし、死者に関する情報の取扱いについては、市に準じた対応を行うこと。

(甲による備品の貸与)

第10条 甲は、別途作成する「貸与備品台帳」に記載する備品を、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速

やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品の帰属)

第11条 前条第1項の備品は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品は業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品に係る権利を譲渡し、又は当該備品を貸与してはならない。

(乙による備品の購入)

第12条 乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙が購入した備品は、乙に帰属するものとし、第10条第1項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

(乙による修繕の実施)

第13条 乙は、緊急時を除き、甲と協議した上で修繕を実施するものとする。また、この場合の修繕に伴う施設及び施設設備の資本的支出等がある場合は、その所有権は甲に帰属する。

(事業計画書等の提出等)

第14条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画

(2) 収支計画

(3) 施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲乙協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第15条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、甲の指定する日まで（指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から30日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度における駐車場の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第16条 甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書により乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてそれに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

- 第17条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が仕様書の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

- 第18条 乙は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、駐車場条例第9条の規定により甲に届け出なければならない。
- (1) 定款
 - (2) 法人の名称及び所在地
 - (3) 法人の代表者
 - (4) 登記事項証明書

(評価の実施)

- 第19条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。
- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会への出席
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(納付金)

- 第20条 乙は、甲に対し、市納付金として、次表に定める納付金(予定額)を、次の各号のとおり納付するものとする。

年 度	市納付金（予定額）
令和 5 年度	6,535,125 円
令和 6 年度	15,684,300 円
令和 7 年度	15,684,300 円
令和 8 年度	15,684,300 円
令和 9 年度	15,684,300 円
令和 10 年度	15,684,300 円
令和 11 年度	15,684,300 円
令和 12 年度	6,535,125 円
精 算	43,379,875 円
合 計	150,555,925 円

- 一 各年度における市納付金 各年度末までに甲が定める方法により納付するものとする。
各年度における納付金額については、前年度末までに大阪広域水道企業団固定資産管理規程第 25 条第 1 項第 1 号に基づいて決定される行政財産使用料とする。
- 二 精算 市納付金額については、令和 5 年 4 月から 10 月までの行政財産使用料相当額 9,149,175 円と、市が駐車場整備に要した工事費及び大阪広域水道企業団に当該行政財産を返還する際に現状復旧に要する費用とし、甲が乙に対して通知した額を、乙は事業実施している年度において、一括または分割にて納付できるものとし、甲、乙協議の上で納付時期を決定するものとする。
- 2 前項の市納付金は、施設運營業務にかかる収支が赤字になったとしても、減額しないものとする。

（未収利用料金）

第 21 条 指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

（利用料金）

第 22 条 乙は、駐車場の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、その全てを乙の責任で行い、利用料金の未収納について、甲はその責任を負担しない。

- 2 甲は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、乙に対し監査を実施できる。
- 3 近隣の同種施設の新設、市民の利用動向の変化等により事業の安定性・継続性に影響が出る恐れのあるときは、乙は甲の承認を得た上で利用料金を変更することができる。

（リスクの分担）

第 23 条 駐車場の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担

を定めるものとする。

(損害賠償等)

第24条 乙は、駐車場の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、同項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(不可抗力発生時の対応)

第25条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用負担等)

第26条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第27条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

(指定の取消し等)

第28条 甲は、乙が第17条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第29条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなけれ

ばならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第30条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、甲及び乙がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲乙協議により決定するものとする。

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第31条 乙は、指定期間が満了したとき又は駐車場条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

(備品の扱い)

第32条 乙は、指定期間が満了したとき又は駐車場条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第10条に定める備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第12条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第33条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(協定の変更)

第34条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第35条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

(協定の効力)

第36条 この協定は、箕面市議会で、箕面市立箕面船場第二駐車場に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生じるものとする。

(裁判管轄)

第37条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(自主事業)

第38条 乙は、業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用負担において自主事業を実施することができるものとする。

2 自主事業の実施に際しては、乙は、事業計画書等にあらかじめ記載し、甲に承認されたものについてのみ実施することができるものとする。

3 自主事業から得られた収入は、乙の収入とする。

(施設維持管理・施設運営業務に伴う近隣対策)

第39条 乙は、施設維持管理業務及び施設運営業務を遂行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。甲は、必要と認める場合には、かかる近隣対策の実施について、乙に対し協力をするものとする。

2 前項の近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。

3 乙は、自らの責任及び費用負担において、近隣対策を行うものとする。

4 乙は甲の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 8月 25日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 上 島 一 彦 印

乙 箕面市船場東二丁目5番47号

大阪船場繊維卸商団地協同組合

代表理事 尾 池 行 郎 印

箕面市立市民ギャラリーの指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益財団法人箕面市国際交流協会（以下「乙」という。）は、箕面市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立市民ギャラリー条例（令和5年箕面市条例第4号。以下「条例」という。）及び箕面市立市民ギャラリー条例施行規則（令和5年箕面市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（指定管理者指定の意義）

第1条 甲及び乙は、ギャラリーの管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、市民のギャラリー活用の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第2条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、ギャラリーが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第3条 乙が指定管理者として管理を行うギャラリーの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立市民ギャラリー
- (2) 位置 箕面市船場東三丁目7番35号 箕面船場阪大前駅エントランス内
- (3) 施設構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、地上2階地下3階建
- (4) 施設面積 375.5㎡
- (5) 施設内容
 - ・エントランス地下3階
ギャラリーA、ギャラリーB、ギャラリーC、事務室、貸会議室
倉庫A、倉庫B、カフェ、アトリウム
 - ・エントランス地下2階
倉庫C

2 乙は、ギャラリーに関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕、及びこれらに対し発生する費用及びギャラリー運営にかかる光熱水費の支払い等を行うものとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもってギャラリーを管理しなければならない。

(指定期間等)

第4条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和6年（2024年）3月31日までの間において市が指定するギャラリーオープンの日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

2 指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の内容)

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、甲が国庫支出金、府支出金又はその他の団体の支出金の交付を受けるために、委託契約に基づく業務とすることが必要と甲乙が認めた業務を除く。

(1) 条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 条例第3条第2項第1号及び第2号に規定する業務

(3) 甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力及び協働に関する業務

(4) 甲又は甲の関係機関が実施する各種調査、報告に関する業務

(5) 災害時の対応に関する業務

(6) 箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成19年箕面市規則第76号）第2条第1項第2号に規定する公共施設予約システム（以下「システム」という。）の運用に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

2 本業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立市民ギャラリー指定管理者募集要項」に定める事項及び乙が箕面市立市民ギャラリー指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項を遵守するものとする。

3 前項の業務（以下単に「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

4 甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

(業務の範囲の変更)

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議しなければならない。

3 業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するもの

とする。

- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

(自主事業および特別提案の実施)

第7条 乙は、第5条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。
- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙が応募時に提案し、甲と乙の協議によりその内容を決定した特別提案の実施にかかる経費は乙が負担するものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、関係法令等のほか、第21条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

(第三者への委託)

第9条 乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、費用を負担するものとする。

(緊急時等の対応)

- 第10条 乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲または甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。
- 2 乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。
- 4 大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第5条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第11条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口で公益通報することができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条の規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
- 3 乙は、業務及び自主事業について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口で報告しなければならない。
- 4 その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。
- 5 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第12条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にギャラリーの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書であって甲が保有しないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

- 第13条 乙は、別紙「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、ギャラリーの管理に際して知り得た個人情報又は行政情報の適切な管理に務め、漏えい、滅失及び毀損の防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 2 本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律の第176条から第185条までの適用を受けるものとする。

(人権研修の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって本業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(労働安全の確保)

第15条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第4章 備品及び修繕

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は備品等を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条第1項の備品等は、甲に帰属する。

2 乙は、指定期間中、前条第1項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第16条第1項の備品とは別にこれを管理するものとする。

(施設等の修繕)

第19条 日常の管理業務で発生する1件あたり10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の軽微な修繕及び工事については、乙の負担において行うものとする。

2 施設の大規模改修（工事、原型を変ずる修繕及び模様替え）は、原則、甲が行う。

3 その他修繕に関して定めのない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(緊急時の対応)

第20条 緊急を要する修繕が発生した場合、乙は速やかに甲に報告し、その対応については、甲の指示に従うものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出等)

第21条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 当該年度の事業概要
- (2) 人員配置等履行体制
- (3) 施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）
- (4) 開館時間及び休館日並びに利用料金体系の設定に係る事項
- (5) 自主事業に係る事項
- (6) 収支予算
- (7) その他甲が必要と認める事項に関する事項

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第22条 乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後2ヶ月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から60日）以内に、法第244条の2第7項の規定により、当該年度におけるギャラリーの管理運営業務の実施状況、ギャラリーの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第2項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、法第244条の2第10項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時乙に対して必要な報告を求め、

又は実地に調査することができる。

- 3 乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善の指示)

第24条 甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が仕様書等の内容を満たしていないと認めるときは、法第244条の2第10項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 甲は、乙が第26条第2項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。
- 3 乙は、前2項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(重要事項の変更届出)

第25条 乙は、次に掲げる事項その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第6条の規定により10日以内に甲に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 法人の定款の記載事項
- (3) 法人の役員
- (4) 法人の登記事項証明書の記載事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

(評価の実施)

第26条 乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- (1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
 - (2) 利用者の意見等を聴取するための意見交換会
 - (3) 評価の実施に必要な資料の作成
 - (4) 評価の実施時における説明
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること
- 2 乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 指定管理料と利用料金等

(指定管理料)

第27条 甲は、業務の実施に係る経費について、これを負担しない。

- 2 やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するもの

とする。

(利用料金)

第28条 甲は、ギャラリーの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用料金の徴収は、予約システムの運用に従って行う。

第7章 損害賠償及び不測事態

(リスクの分担)

第29条 ギャラリーの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

項目		指定管理者	市	
事業の運営資金		○		
業務開始前後の引き継ぎに関する費用		○		
事業 収益 の悪化	計画の見込み違い、運営費の膨張等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
	利用料金等各種債権の未収によるもの	○		
	物価・金利・需要の変動や公共料金の値上げ等社会経済動向に関連するもの	協議事項		
法令や 条例等 の変更	計画時の経費で対応可能なもの	○		
	上記で 対応不可能なもの	施設・設備自体の改修が必要なもの	○	
		その他	協議事項	
施設・ 設備・ 管理物 品の 損傷	管理瑕疵がある等指定管理者の責めに帰すべきもの	○		
	自主事業や特別提案により導入したもの	○		
	自然災害や経年劣化等その他事情によるもの	計画時の経費で対応可能なもの	○	
		上記で対応不可能なもの	協議事項	

項目		指定管理者	市		
事業の 遅延・ 中止・ 停止	市の事情 によるもの	施設・設備の改修に必要な期間	○		
		上記以外の理由によるもの		○	
	指定管理 者の 事情によ るもの	管理運営瑕疵がある等指定管理者 の責めに帰すべきもの		○	
		民事再生手続開 始申立等指定管 理者の存続が危 ぶまれる場合	再建、再生・続 行計画等の提 出と承認	提出	承認・ 不承認権
			指定取消等の 処分による損 害費用の負担	○	
		破産等指定管理 者の存続不能が 確定した場合	指定取消等今 後の方針の決 定権		○
			指定取消等の 処分にかかる 損害費用の負 担	○	
		自然災害 等その他 の 事情によ るもの	臨時閉館等一定 期間の事業延 期・中止	応急対応	○
	損害費用の負 担			協議事項	
	施設半壊等復旧 の見込みがたた ない期間の事業 中止		応急対応	○	
			今後の方針の 決定	協議事項	
		損害費用の負 担	なし	なし	
損害 賠償	施設自体の瑕疵によるもの			○	
	管理運営の瑕疵によるもの		○		
	自然災害等その他の事情によるもの		協議事項		
	損害発生時の応急対応		○		

項目		指定管理者	市	
周辺地域、利用者対応	クレームや要望	管理運営方法等に起因するもの	○	
		自然災害等その他事情によるもの	初期対応	○
	上記で対応不能なもの		協議事項	
	事故、事件発生時の対応		○	
	業務上知り得た情報や個人情報の漏えいによる事後措置		○	

2 前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

(損害賠償等)

第30条 乙は、ギャラリーの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたとき及びギャラリーの施設、附属設備等を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項のただし書により甲の負担となった場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

4 甲及び乙は、甲乙いずれに責めに帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責めに帰すべき事由がない、利用者又は第三者に関する事故・損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

5 甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害は、甲乙協議の上対応を行うものとする。

6 災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

(不測事態発生時の対応)

第31条 乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不測事態によって発生した費用負担等)

第32条 乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不測事態による業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し等

(指定の取消し等)

第34条 甲は、乙が第24条に規定する甲による業務改善の指示に従わないときは、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの要否及びその理由

(2) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

3 本条第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第35条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理運営を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(不測事態による指定の取消し)

第36条 甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、甲がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項に規定する指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び費用の増加は、甲

と乙の協議により決定するものとする。

第9章 指定期間満了等の取扱い

(次期指定管理者等への引継ぎ)

第37条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ、施設情報やイベント情報などのホームページ情報等を含めて事務を引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第38条 乙は、指定期間の満了等までに指定開始日を基準としてギャラリーを原状に回復し、甲に対してギャラリーを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はギャラリーの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対してギャラリーを明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第39条 乙は、指定期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合には、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(苦情等への対応)

第41条 乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応するものとする。

(1) 乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡

及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

- (2) 乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第244条の4第1項の規定により箕面市長への審査請求となる。

(暴力団の排除)

第42条 乙は、条例第11条第3号、第13条第3号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

(施設の情報管理)

第43条 乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成・保管するものとする。

(協定の変更)

第44条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第45条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により定めるものとする。

(協定の効力)

第46条 この協定は、箕面市議会でギャラリーに係る「指定管理者の指定の件」が可決されたとき、協定としての効力を生ずるものとする。

(裁判管轄)

第47条 この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月7日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 上 島 一 彦 印

乙 箕面市小野原西五丁目2番36号
公益財団法人箕面市国際交流協会
理事長 前 田 一 成 印

【別紙】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用又は使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

箕面市立光明の郷ケアセンターの指定管理者に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立光明の郷ケアセンター（以下「センター」という。）の指定管理者に関する協定を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 この協定は、箕面市立ケアセンター条例（平成15年箕面市条例第49号。以下「条例」という。）に基づくセンターの指定管理者の行う管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって高齢者及び障害者の健康の保持及び福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例その他の関係法令等及びこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称、所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立光明の郷ケアセンター
- (2) 所在地 箕面市粟生新家三丁目12番5号
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 3階建て

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、第6条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

（指定期間等）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第6条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供の実施に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち市長が必要と認める事業。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業及び同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業の実施に関すること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第115条の4第1項第1号ロに規定する第一号通所事業及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の実施に関すること。
- (5) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者募集要項」（令和5年5月31日制定）及び「箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者業務水準書」（令和5年5月31日制定）の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲又は業務の細目の変更については、前項の協議において決定するものとする。
- 4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第8条 乙は、協定、条例、関係法令等のほか、第20条第1項に規定する事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。

- 2 協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されて

いるときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(公益通報等の報告)

第9条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号）第5条第1項に基づき、通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口で報告しなければならない。

4 公益通報に関する調査に協力した乙の役員又は乙の従業員は、当該調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、本業務を行うにあたり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができる。

2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 乙は、災害等に備えて防災マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、箕面市にその写しを提出しなければならない。

2 乙は、事故、災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議するいとまがないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲、警察署、消防署その他の関係機関に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

3 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲、警察署、消防署その他の関係機関と連携を図り初動対応を行うとともに、甲が箕面市地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従い、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者及び要援護障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を遵守しなければならない。

- 2 乙は、センターの管理に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 4 乙は、個人情報の漏えいその他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 5 個人情報の保護に関する法律の罰則規定は、乙並びに本業務に従事している者又は従事していた者に対し、これを適用する。

(情報公開、文書の管理等)

第13条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
- 3 甲は、対象文書（乙が介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者及び同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として作成し、又は取得した対象文書を除く。この項及び第5項において同じ。）であって、甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書等の写しを提供するよう求めるものとする。
- 4 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(人権研修の実施)

第14条 乙は、本業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう人権研修を行うものとする。

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律への取組み)

第15条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇いを誠実に履行するよう努めなければならない。

- 2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨を踏まえた取り組みを進めるよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第16条 甲は、別紙貸与備品一覧に示す備品等を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品等を適切に管理するとともに、破損又は滅失により備品等の更新又は修繕の必要が生じた場合は、速やかに、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告があった場合は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で更新又は修繕するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合及び修繕に要する費用が1件につき10万円以下(消費税及び地方消費税を含む。)の場合(甲が自己の費用で行うと判断した場合を除く。)は、乙の費用で更新又は修繕するものとする。
- 4 第2項の報告があった場合において、甲と乙との協議により備品等を処分することとなった場合の当該処分に要する費用は、乙が負担する。
- 5 乙は、別紙貸与備品一覧に異動が生じたときは、直ちに、その記載内容の更新を行わなければならない。

(備品等の帰属)

第17条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第18条 乙は、第16条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

- 2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、別紙貸与備品一覧とは別にこれを管理するものとする。

(施設、設備等の改修等)

第19条 乙は、センターの施設、設備等に改修等の必要が生じた場合は、速やかに、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告があった場合は、甲の費用で改修等を行うものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合及び改修等に要する費用が1件につき10万円以下(消費税及び地方消費税を含む。)の場合(甲が自己の費用で行うと判断した場合を除く。)は、乙の費用で改修等を行うものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第20条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書(以下「事業計画

書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 施設、設備等の維持管理計画
- (2) 第6条第1項各号に掲げる業務に係る実施計画
- (3) 収支計画
- (4) 人員体制計画
- (5) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書等の提出)

第21条 乙は、第6条第1項第2号に規定する地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業(Ⅲ型)を実施するにあたっては、業務日報を備え、常に施設利用状況等を把握するとともに、四半期毎の業務実施状況及び利用状況を業務報告書としてとりまとめ、四半期終了月の翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

第22条 甲は、前条の規定により乙が提出した業務報告書及び事業報告書に基づき、乙による本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務について監査を行うことができるものとする。
- 3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第23条 甲は、前条第2項による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務を改善することを勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出等)

第24条 乙は、その名称、所在地、定款、理事その他甲が必要と判断した事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、甲に届け出なければならない。

2 乙は、障害者総合支援法第79条第3項並びに介護保険法第75条及び同法第78条の5の規定に基づく届出を行うときは、当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料等)

- 第25条 甲は、第6条第1項第2号に規定する地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業（Ⅲ型）の実施に係る経費について、箕面市地域生活支援事業補助金交付要綱（平成18年箕面市訓令第53号）別表に規定する算定基準相当額を指定管理料として乙に支払う。
- 2 第7条第3項の規定による業務の範囲及び業務の細目等の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、第1項の指定管理料について、乙の請求により、四半期毎に分割して支払うことができるものとする。ただし、前項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

(利用料金)

- 第26条 甲は、乙にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。
- 2 利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

- 第27条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担のとおりとする。ただし、リスク分担に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償)

- 第28条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用と責任でその解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したとき

は、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(賠償責任保険の加入)

第29条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、乙は、甲に当該加入保険の証券等の写しを提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容又は程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議のうえ、不可抗力の判定を行い、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において協定に定める業務を免れるものとする。
2 乙が不可抗力により第6条第1項第2号に規定する地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業(Ⅲ型)の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第25条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。
3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第34条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に回復し、甲に対してセンターを明渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第16条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第18条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去及び撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意した場合には、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第36条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(2) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。

(3) その他センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの要否及びその理由

(2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 乙は、第1項の規定により指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消し等の申出)

第37条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を申し出ようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の申出により甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し等)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の協議を求めることができるものとする。

- 2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと判断したときは、指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を行うものとする。
- 3 前項の規定による指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除により乙に発生した損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第36条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第25条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第25条第1項の指定管理料を支払うものとする。

- 2 第33条から第35条までの規定は、第36条から前条までの規定により協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合は、この限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第41条 乙は、本業務以外に自主事業として次の業務を行うことができる。

- (1) 障害者総合支援法に基づく生活介護、共生型生活介護
- (2) 障害者総合支援法に基づく計画相談支援
- (3) 児童福祉法に基づく障害児相談支援

- 2 乙は、前項の自主事業のほか、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。
- 3 自主事業の実施による事業収入は、乙が収入する。
- 4 乙は、自主事業を実施する場合は、第20条に規定する事業計画書等にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 5 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めること

ができるものとする。

- 6 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 7 乙は、自主事業の実施場所にかかる使用料として金12,500,000円（5年間合計額。消費税及び地方消費税を含み、税率改正等があっても変更しない。）を甲に支払う。
- 8 乙は、前項使用料について、甲の請求により、最大で60回分割して支払うことができるものとする。

（協定の変更）

第42条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（裁判管轄）

第43条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（協定の効力）

第44条 この協定は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て、効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

（疑義の解釈）

第45条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年（2023年）7月31日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 上 島 一 彦 印

乙 箕面市白島三丁目5番50号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理事長 行 松 英 明 印